

令和3年度原子力規制委員会
第49回会議議事録

令和3年12月1日（水）

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会 第49回会議

令和3年12月1日

13:00～13:40

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ（案）－特定重大事故等対処施設、所内常設直流電源設備（3系統目）の設置並びに設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更－
- 議題2：令和3年度補正予算案
- 議題3：令和3年度第2四半期における専決処理（報告）
- 議題4：第13回日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）の結果概要

○更田委員長

それでは、これより第49回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ」です。説明は岩澤調査官から。

○岩澤原子力規制部審査グループ実用炉審査部門企画調査官

実用炉審査部門の岩澤より説明いたします。

資料1-1の全体ページ、1ページ目を御覧ください。

1. の経緯でありますけれども、本件は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可に関する審査となります。申請案件は2件でして、一つは特定重大事故等対処施設、いわゆる特重施設(特定重大事故等対処施設)、もう一つについては、所内常設直流電源設備(3系統目)、いわゆる第3電源の設置並びに設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の変更に関するものとなります。

この申請では、原電(日本原子力発電株式会社)より令和元年9月に申請があり、これまでに計4回の補正申請がされております。令和2年11月の補正申請においては、フィルタベントをSA設備(重大事故等対処設備)と兼用化することに伴う補正がされております。

審査チームにおいて審査を進め、原子炉等規制法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)43条の3の6第1項の各号のいずれにも適合すると認められることから、別紙1のとおり審査書の案を取りまとめることとし、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取等を実施したいと考えております。

2. の審査の結果の審議についてであります。本日の原子力規制委員会では、申請の1件目であります2. の(1)特重施設に関する申請のうち、平和利用、経理的基礎及び品質保証の各要件の適合性について御審議いただければと考えております。

なお、審査書の案については、本年11月24日に開催した原子力規制委員会臨時会において取りまとめを行い、セキュリティの観点から非公開とすべき部分をマスキングした上で、添付1のとおり公表しておるところでございます。

2ページ目を御覧いただけますでしょうか。申請案件の2件目としては(2)第3電源の設置及びフィルタベントのSAとの兼用化に伴うDB(設計基準対象施設)及びSA設備の配置変更等の本体既許可申請、変更申請についてであります。当該申請についても、添付2のとおり審査書の案を取りまとめましたので、御審議いただければと思います。申請の内容につきましては、後ほど説明をいたします。

3.、4. の原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取につきましては、これまでの既許可プラントと同様に実施したいと考えております。

また、経済産業大臣に対しては、平成30年7月に東海第二発電所本体の設置変更許可の際に、意見聴取に併せて資金支援に関する見解を求めておりました、今回も本体既許可処分から時間が経過しまして、各事業者に置かれた状況についても変化があるということから、改めて二つの事項について見解を求めたいと考えております。

一つ目の確認事項としては、4. の2行目の「なお」の部分からですが、東京電力ホールディングス株式会社による日本原電への資金支援については、電気事業及び原賠機構法（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法）を所管する経産（経済産業）大臣への見解に変更はないか。

また、二つ目の確認事項として、2パラグラフ目の「また」の部分ですが、東京電力は原電（日本原子力発電株式会社）に対して資金支援をすると表明しておりますが、1F（東京電力福島第一原子力発電所）の廃炉作業や柏崎刈羽原子力発電所の安全対策への影響の観点から、経産大臣が東電（東京電力）を指導・監督する上で支障がないか、改めて見解を問うものであります。

5. の科学的・技術的な意見募集についてであります。

（1）の特重施設については、これまでとおり科学的・技術的な意見募集は行わないこととし、（2）の第3電源等については案の1のとおり募集を行う、若しくは案の2の行わないのいずれかをお決めいただければと思います。

3ページ目、今後の予定についてであります。意見聴取等の結果を踏まえ、また、科学的・技術的意見の募集を行った場合には、その意見に対する考え方を取りまとめた上で、改めて原子力規制委員会に許可の処分の可否について審議を御判断いただければと考えております。

全体ページの4ページ目を御覧いただけますでしょうか。ここからは、審査結果の主なポイントについて紹介したいと思います。

別紙1は、本体申請に関する許可処分の案となります。

1. が第1項要件であるいわゆる平和利用に関するものであります。当該申請については、発電用原子炉の使用目的や使用済燃料の処分方針に変更がないことから、平和の目的以外の利用されるおそれがないものと認識しております。

2. は第2号要件であります経理的基礎に関する事項でありまして、申請者は工事に要する資金を自己資金及び借入金により調達する計画であり、調達実績、自己資金及び外部資金の状況等から鑑みて、必要な経理的基礎があると確認しております。

なお、本体の工事費用に加えまして、特重施設への追加的な資金支援の意向については、原電と東北電力及び東京電力の間において書面が取り交わされておりまして、借入金による調達が可能であることを確認しているところであります。

全体ページの5ページ目を御覧いただけますでしょうか。

3. から5. の技術的な内容に関しましては、添付1に特重施設に関する審査書の案、添付2に第3電源及びフィルタベントの兼用化に伴う既許可申請変更に関する審査書の案を記載しております。これらについても技術的な能力があること、また、設置許可基準に適合していることを確認しております。

別紙1の許可処分案の説明については以上であります。

別紙2及び別紙3、4の原子力委員会、経済産業大臣への意見聴取の案文については説

明を割愛させていただきます。

資料が大分飛びますけれども、全体ページの179ページを御覧いただけますでしょうか。審査結果の概要についてのポンチ絵を示しているところであります。

特重施設及び第3電源等に関する審査結果の概要のうち、経緯の部分をお覧ください。BWR(沸騰水型原子炉)の特重施設の許可処分については、今回の東海第二発電所の特重施設が初めてとなることから、臨時委員会を令和2年2月から計7回開催しまして、BWRにおける特重施設の在り方について検討してきたところでもあります。中でも、過圧破損防止対策であるフィルタベント装置の設置の考え方について整理を行い、東海第二発電所の対策について検討を進めてまいりました。

全体ページの183ページを御覧いただけますでしょうか。東海第二(東海第二発電所)の設備構成についてであります。BWRの原子炉格納容器は容積が小さいことから、東海第二の過圧破損防止対策の場合は、フィルタベント設備を二つ設置せず、SAと兼用化するフィルタベント装置1系統に加えまして、左側の図に示しました新たに設置する空気冷却による循環冷却設備と、右側の図にある新たにフィルタベントなしのベント装置を設置する設備構成としております。

本件の設備構成が妥当と判断した試算結果については、少し戻りますけれども審査書の全体ページの80ページ目を御覧いただけますでしょうか。80ページ目の真ん中辺りに記載がありまして、審査書案にマスキングはせずに、次のとおり記載しているところでもあります。

80ページの内容を少し紹介しますと、新たに設置する空気冷却による循環冷却設備は、SA設備である海水冷却のバックアップとして設置することで、多様性の確保により信頼性の向上が期待できること。また、放射性物質を環境に放出する場合でも、ベントのタイミングを遅らせることができる旨、記載をしているところでもあります。

加えて、兼用化するフィルタベントは準静的機器でありまして、フィルタベントが一つでも高い信頼性を有しておりますけれども、更にフィルタベントのバックアップとして新設するベント設備はフィルタがないものの、その前段でサプレッションプールによるスクラビングをしたものをベント管を通じて放出することから、セシウム放出量は100TBqを十分下回る水準に低減できることを確認しております。

このようなことから、東海第二の設備構成は、基準に適合する設備構成の例であるフィルタベントを二つ設置する場合と比較しても適切な設計であることを判断しております。

その他、主な変更点としては、飛びますけれども全体ページの189ページを御覧いただけますでしょうか。下枠のところですが、四つの変更点がございまして。

一つ目は、第3電源についてです。これは後ほど説明をいたします。

二つ目は先ほどのフィルタベントのSA設備との兼用化によるもの。

三つ目は、フィルタベントの設備の配置等の変更に伴うものでして、本体の既許可変更についても、燃料や水の配管や電源ケーブルの配置が変更となるものとなりますが、その

機能に影響がないことを確認しております。

四つ目の耐圧強化ベントについては、同等の機能を有する特重施設を設置することから、設備の設置をもって廃止するものとしております。

第3電源についての説明としては、全体ページの次の190ページを御覧いただけますでしょうか。

これまでの既許可プラントと同様の技術的内容ではありますが、DBとSA設備の兼用設備である1系統目に蓄電池を設置するとともに、重大事故等対策として、2系統目に可搬型の電源車を配置いたします。それに加えて今回は、右下のオレンジ色の部分ですけれども、特定重大事故等対処施設の建屋の中に新たに蓄電池を3系統目として設置するものであります。

基準との関係においても、既存のDB及びSA施設に対して、独立した電路で24時間の電力供給が可能である設計方針であること。また、必要な電力を供給するための手段が適切に整備されている方針を確認しております。

このほか、火災関係、重大事故等対処設備の共通関係及び津波、地震、地盤等についても、基準に適合していることを確認しているものであります。

説明は以上となります。

○更田委員長

まず、石渡委員。

○石渡委員

この特重施設の地震・津波等に関する自然ハザード関係の審査につきましては、本日は余り説明がなかったのですが、きちんと審査をしまして、主にボーリング資料の現地調査も行った上で、基準に適合しているという判断をいたしました。

以上です。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

日本原子力発電株式会社の東海第二発電所の特定重大事故等対処施設については、BWRでは初めての特定重大事故等対処施設の審査でございましたので、まず、BWRにおける特定重大事故等対処施設の施設の在り方について、審査会合の中でBWR事業者から施設の在り方、方針について提案いただき、審査・議論をいたしました。

その結果に基づいて、その方針について原子力規制委員会の臨時会で御議論いただき、方針を決定いただきました。

決定いただいた方針に従いまして、東海第二発電所の特重施設の審査を進めました。

結果として、報告にございましたように、フィルタベント装置と空冷の循環冷却設備を設ける。加えて、新設のベント装置を設ける特定重大事故等対処施設にするということで審査の結果をまとめました。

逐次、原子力規制委員会の臨時会で議論をしていただいたところでございます。先日の臨時会でも結果についての御判定をいただいたところですが、初めてのBWRでの特重施設ということで、慎重に審査を進めてきたところでございます。

私の方からは以上でございます。

○更田委員長

では、御意見はありますか。

原子力規制委員会の中の議論としては、6月、7月、9月、11月と臨時会議を開催して議論をしているので、技術的な議論というのは余りここで繰り返すものはないと思うのですが、ポイントは今、岩澤調査官からの説明にもあったように、格納容器破損防止の手段をどう考えるか。PWR(加圧水型原子炉)の特定重大事故等対処施設に関わる設計で学んできたこととの比較も考えて、ファイナルヒートシンクを大気とした場合の手段の在り方です。そこでの多重性・多様性の在り方と、どうしても異なる設計を取った場合は長所・短所が出てくるのだけれども、それでもベントのタイミング等も考慮に入れたときに有利な設計がなされているという判断をして、原子力規制委員会としてはこの審査書に対しての判断を臨時会で終えているところではあると思います。

その上で、審査書の案、今回出ているのはマスキングされているものですが、審査の結果をこのとおりまとめるということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それから、これは本体施設でもあるのですけれども、更に大きな施設の追加ということになるので、別紙2のとおり原子力委員会への意見聴取、それから別紙3、4のとおり経済産業大臣への意見聴取を行うことについて決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

それでは、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめるとともに、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取を行うこととします。

それから、意見聴取(科学的・技術的意見の募集)ですが、これは特定重大事故等対処施設ということで従来から意見聴取(科学的・技術的意見の募集)を行ってありませんが、それによろしいでしょうか。御異論はありますか。よろしいですか。

これは第3直流電源も含めてということによろしいですね。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

それでは、次の議題は「令和3年度補正予算案」、説明は河原参事官から。

○河原長官官房参事官(会計担当)

会計担当参事官の河原でございます。

原子力規制委員会の令和3年度補正予算案の概要につきまして、資料2に基づきまして説明をさせていただきます。

令和3年度の補正予算案は、本年11月19日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を実行するために編成され、同月26日に閣議決定されました。

原子力規制委員会からは、ただいま申し上げた経済対策に掲げられている項目のうち、国民の安全・安心の確保の観点からの予算を計上しております。

資料の1.でございますけれども、今回の補正予算案の概要を会計区分別に示したものでございます。一般会計3億円、エネルギー対策特別会計45億円、合計48億円を計上しております。

次に「2. 事業内容」についてでございますけれども、全体で7項目ございます。大きく核物質防護検査関係、保障措置関係、放射線モニタリング関係の三つに分けることができます。

また、補正予算でございますので、原則として本年度中に執行する必要があることを踏まえまして、機器・設備の整備、更新を中心としたものとなっております。

以下、それぞれについて簡潔に御説明申し上げます。

まず、(1)は核物質防護検査体制の充実・強化のための事業でございます。来年度の概算要求にも同事業を盛り込んでおりましたが、そのうち資機材や通信機器の整備を先行して行うものであります。

次に(2)及び(3)は保障措置関係の事業です。いずれも保障措置を適切に実施するため、老朽化した機器を更新するものでございます。

(4)～(7)はいずれも放射線モニタリング関係の事業でございます。

(4)は、原子力発電所等立地道府県及びその隣接道府県に対して、老朽化したモニタリング関係の資機材の更新に必要な交付金を交付する事業、(5)は、緊急時のバックアップとして国が整備しているモニタリングポストの更新を行う事業、(6)は、全国で実施している環境放射能水準調査に使用しているモニタリングポストの更新を行う事業、(7)は、米国の原子力艦が寄港した際に実施している放射線モニタリングに使用している資機材の更新等を行う事業となっております。

私からの説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問はありますか。よろしいですか。

それでは、これは報告を受けたということにします。

三つ目の議題は「令和3年度第2四半期における専決処理」、説明は黒川総務課長から。

○黒川長官官房総務課長

総務課長の黒川でございます。資料3を説明させていただきます。

令和3年度第2四半期における専決処理になりますけれども、定例で四半期ごとに行っている専決処理したものの報告であります。今期は58件ありまして、昨年度は四半期平均

で100件近くありましたので大分減ってしまして、それは改正法の施行が一段落した後ということと、年度末・年度始めものみみたいなものがないので、大分少なくなってきたということでございます。

類型も特に目新しいものはありませんけれども、まず炉規法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)に基づくものとしては、(1)保安規定の変更認可関係がありまして、例示で挙げておりますのが原燃(日本原燃)の加工施設の関係でありまして、これは経年劣化の評価をした上で長期施設管理方針を策定したことに伴ったものといったものがあります。

二つ目、核物質防護規定の変更の認可関係が16件とございます。認可そのものと関係機関への協議で1件で二つありますので、実質この半分、8件ということになります。例示で挙げておりますのは、福島第一(福島第一原子力発電所)のものでありまして、防護設備を変更したことに伴うものということになります。

(3)が型式の証明でありまして、例で挙げておりますものを含めて2件ありますけれども、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器、キャスクの設計の型式証明が2件あったというものでございます。

(4)は使用の許可又は変更の許可となります。例示にありますのは、この会社で管理下でないものが新しく発見されたという湧き出し案件で使用の許可が必要になったものですけれども、その他いろいろな仕様の変更関係が4件あったというものでございます。

次が、使用に係る保安規定の変更認可でありますけれども、例で書いてありますのはJAEA(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)の核燃料サイクル工学研究所で、主要設備の追加があったというものでございます。

(6)は使用に係る廃止措置の変更の認可でございます。これは例示で挙げておりますもの1件でありますけれども、ガンマ線の照射施設を持っておる会社であります、その使用が終わったので廃止というもののようであります。

(7)は国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可、13件とあります。件数は多いですけれども、組織変更を行うとそれに伴って変更も必要になるというものでありまして、そういうものが多くなってございます。例示で挙げておりますものも、事業所の名称変更をしたというものであります。

次のページに行きまして、(8)福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可でありまして、5件であります。東京電力福島第一関係の実施計画、割と数多く変更はしております、ここに例示で挙げておりますのは7項目の回答約束をしたものを、1Fの監視・評価検討会でも審議されたものでありますけれども、それを実施計画に反映するというものになっています。

次に「2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係」が11件ございます。

(9)は使用の許可、変更の許可でありますけれども、例示で挙がっているものを含めて9件ありまして、放射線治療装置の開発をするということで、新しく放射線発生装置を

導入したという事例でございます。

(10) でありますけれども、許可使用者に係る合併又は分割の認可ということで、法人の合併又は分割があった場合に認可を受けるということで、そういう組織変更が2件あったというものでございます。

説明は以上です。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

石渡委員。

○石渡委員

後ろについている表を拝見しますと、申請があって受け付けてから認可するまで大体1年以内のものが多くて、速やかに作業を進めていらっしゃるのようですが、20番のところ、申請が平成28年、認可が今年というものが一つございますが、これはどういう事情なのか御説明いただけますか。

○黒川長官官房総務課長

この案件につきましては防護規定の認可なのですが、法令の規定で特重と同時に申請するというので、タイミングとしては特重とセットで28年に申請しているのですが、実際にその段階ではまだ防護関係の設備のスペックは決まっていなくて、決まっていない前提でルール上、取りあえず申請だけはしなくてはいけないのでしたということで、防護設備が固まってきたところでもう一度変更申請をして、認可したということで、こちらでためていたというよりは、手続上の問題と申しますか、最初はスペックが余り固まっていない状態で申請をして、途中で固まったところで変更申請をしてということで、こういうタイミングになっているという案件でございます。

○石渡委員

分かりました。

○更田委員長

ほかにありますか。

ちょっと目につくといえばPP（核物質防護）規定で、例えば12番みたいにEP盤（中央制御室外原子炉停止盤）のデジタル化というところも、案件としては別途議論しているものではあるけれども、こういったところではあると思います。ただ、件数が随分減ったというのは、法令の変更に伴うはねみみたいなものがなくなったという説明のとおりだろうと思います。

本件は説明を受けたということでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

本日最後の議題ですけれども、「第13回日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）の結果

概要」です。これは伴委員から。

○伴委員

資料4を御覧ください。

昨日と本日の昼まで、1日半にわたって標記の会合が開催されました。コロナの問題がありましたので、今回はオンラインで会議を行っております。

中国からは生態環境部・国家核安全局、韓国からは原子力安全委員会、それから両国の技術支援機関の関係者が出席して行われました。

内容としましては、昨日の午前中は日中韓それぞれの規制機関の取組について現状報告がありまして、今回は日本がホスト国でしたので、昨日の午後と本日の午前中は東京電力福島第一原子力発電所の状況について情報提供を行いました。基本的に、情報提供を行って、それに対する質疑ということで、特筆すべきものはありませんでした。

以上です。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

これは毎年やっているのですか。毎年以上ですか。

○伴委員

基本は毎年ですけれども、去年は結局、担当者間の連絡調整だけで、このTRMとしては会議が行われていないです。

○更田委員長

でも、もう13回だから、1年に1回以上やっていないと13回にならないから、1回以上やっているのですね。

○片山次長

次長の片山です。

旧保安院(原子力安全・保安院)時代からやっています。

○更田委員長

そうですか。

原子力規制委員会になってからは、どういうタイミングでやっておられるのですか。

○片山次長

継続をしてやるということでお諮りした上でやっているかと思います。

○更田委員長

次回どうするとかというのは三者で協議してという感じですか。

○片山次長

はい。議長国は持ち回りでございます。

○更田委員長

ありがとうございました。

本日本日予定した議題は以上ですが、総務課長から配布資料に基づいて説明があります。

○黒川長官官房総務課長

総務課長の黒川です。配布資料の方を御覧ください。新型コロナウイルス関係の原子力規制委員会の対応になりますけれども、11月19日に政府の新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針が改正されました。多くのところは、いろいろな飲食に関する規制類の緩和などがメインになっておりますけれども、この基本的対処方針の改定を受けまして、内閣人事局の方でテレワークに関する方針の変更がありましたので、それを反映しておるといふものでございます。

具体的には2. のところでありますけれども、業務遂行可能な範囲でテレワーク、ローテーション勤務等の取組を推進するというところで、これは人事局が示しておる政府全体の方針なのでありますけれども、これまでの変更で言いますと、出勤回避の数値目標は定めないといいのが新しいところでございます。

次のページを参照いただきまして、10月6日に示されておるものですが、一番下の4. に7割の出勤回避、これは都道府県が限定されています。東京も含むことですが、7割という出勤回避目標が定められておりますけれども、今回そういう数値目標を定めなくなったということで、原子力規制委員会としても数値目標を定めないとしたものでございます。その上で引き続き、業務遂行可能な範囲でテレワーク、ローテーション勤務はするというところとか、時差出勤や昼休み時差取得などもするというところで、新しい方針したものでございます。

説明は以上です。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

以上ですけれども、ほかに何かありますか。

ちょっと私から。先月、IAEA(国際原子力機関)でCSS(安全基準委員会)会合がありました。各委員は概略の報告を受けておられることだと思っておりますけれども、原子力規制委員会、原子力規制庁が参加している国際機関におけるアクティビティは、代表的なものはIAEAでCSSとCSS傘下で、要するにIAEA基準の策定について議論するものがセキュリティ関連のものがあって、あるいは廃棄物関連のものがある。

他には、ステータスは変化しつつあるけれども、WENRA(西欧原子力規制者会議)というヨーロッパの規制当局の会合にも参加している。

もう一つはOECD/NEA(経済開発協力機構/原子力機関)で、CSNI(原子力施設安全委員会)、CNRA(原子力規制活動委員会)、CRPPH(放射線防護・公衆衛生委員会)、RWMC(放射性廃棄物管理委員会)とスタンディングコミッティにも参加しているし、ステアリングコミッティにも参加している。

ただ、それぞれ規制当局のポジションにいる人のフォーラム的な色彩もあるので、原子力規制委員会に報告してもらおうような性格のものと、そうでないものとかあって、特にNEA

の場合は余り原子力規制委員会に報告するようなものではないのだけれども、一方、先月、11月中旬にあったCSSに関して言うと、IAEAの基準を定めるもので、その上には理事会があることはあるけれども、事実上CSSがトップなので、CSS会合は年2回開催されているのですけれども、どういう報告のされ方をするのか。一回、原子力規制委員会、原子力規制庁が参加している国際的なアクティビティについてまとめてもらうというのも一つの考えではあるのだろうと思うのですけれども、特にCSSについては、どういう進め方をするかというと、その下部委員会で、いわゆるIAEA基準、国際基準とされているもののドラフトを作っているのかという議論がされて、了承されたらドラフトを作り始めて、そこを経てきたものは、ほぼ最終的にCSSで議論されるという色彩のものなので、ある程度、公開の原子力規制委員会での報告があっているのではないかと思います。いかがでしょうか。

伴委員。

○伴委員

私もそのように思います。IAEA文書は一定の拘束力がありますので、それについて出てきたものを、出ましたと言うだけではなくて、議論が行われているという段階からある程度ウオッチしておくことは大事だと思います。

○更田委員長

田中委員。

○田中委員

今、伴委員が言われたように、報告いただいているかと思います。

同時に、セキュリティ関係でも、セキュリティのスタンダードを作るときのNSGC（核セキュリティガイダンス委員会）とかがあるのですけれども、それについても問題とならない範囲で報告いただいてもいいのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○更田委員長

NSGCの議論を公開の原子力規制委員会で報告してもらおうと、すごくまどろっこしいものになる可能性はあると思っています。

櫻田技監。

○櫻田原子力規制技監

技監の櫻田でございます。

CSSの議題の中にはNSGCからのインプットもありますので、CSSの状況を御報告することによって、大まかな流れは御説明できるのではないかと思います。

○更田委員長

CSSで行われるNSGCの議論は表層的なものであって、聞いても何だかなという議論にむしろなりがちで、セーフティの場合はそうでないのと、私のイメージですけれども、CSS会合ごとに報告してもらおうというものでもないように思っていて、ドラフトの内容にもよるのですけれども、会合都度だと年2回という形になりますが、国際関係のアクティビティの報告の在り方について、まとめてもらって提案をしてもらいたいと思います。よろしいで

しょうか。

ありがとうございました。

ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。